

名古屋市立大学交流会 同窓会員表彰事業取扱要項

(目的)

第1条 名古屋市立大学交流会（以下「交流会」）は、本学の認知度を高めることに貢献した同窓会員およびひさぎ会の会員に対し、その功績を称えるために表彰を行う。

(表彰者の申請)

第2条 同窓会員等が表彰に該当するに至ったときは、その同窓会長およびひさぎ会の代表（以下「同窓会長等」）が、その理由を記入した申請書を交流会長に提出するものとする。

(表彰者の決定)

第3条 交流会長は、前条の申請に基づき理事会で審査し、表彰を決定する。

(表彰者の通知)

第4条 交流会長は、前条の規定により表彰を決定したときは、速やかに当該同窓会長等に通知するものとする。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状および副賞を贈ることとし、交流会長がこれを行う。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、原則として、名古屋市立大学交流会総会において行うものとする。